

# 訪問看護サービス契約書

株式会社 D'EFFORT  
ここから訪問看護リハビリケアあざみ野□  
重要事項説明書  
(訪問看護)

## 1. 事業所の概要

事業所名	株式会社D'EFFORTここから訪問看護リハビリケアあざみ野
所在地	本事業所 〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘5-35-1ルミエール・アイあざみ野1F
事業所指定番号	第 1463790516 号
所長・連絡先	所長：東 智洋 連絡先：045-530-9862

## 2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	名(常勤) 名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名(常勤) 名(非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名(常勤) 名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリテーションをします。	名(常勤) 名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名(常勤) 名(非常勤)

## 3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。	午前9時から午後6時まで

(注) 年末年始(12/30～1/3)、土日祭日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算(I)又は(II) 利用する 利用しない

## 4. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)  
(理学療法士等の訪問)
  1. 訪問看護計画書および報告書の作成について、看護師との連携が必要となるため、当ステーション看護師が計画作成のために定期的に訪問いたします。その後は、適宜必要と判断した際には相談の上、看護師が訪問する場合もございます。
  2. 現在の理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問しておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

## 5. サービス利用料及び利用者負担 別紙参照

## 6. 当事業所におけるサービス提供方針は次の通りです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものとなります。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施します。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

## 7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

## 8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の

家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（TV電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

10. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- ① 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ② 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-530-9862
FAX番号	045-530-9895
担当者	管理者：三井 斗真
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。



- その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：横浜市西区楠町27-1
	電話番号：045-329-3447
	FAX番号：0570-033110
横浜市福祉調整委員会事務局	所在地：横浜市中区港町1-1
①	電話番号：045-671-4045
②	FAX番号：045-681-5457
③ 青葉区 高齢・障害事務係	所在地：横浜市青葉区市ケ尾町31-4
	電話番号：045-978-2444
	FAX番号：045-978-2427
④ 都筑区 高齢・障害支援課	所在地：横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
	電話番号：045-948-2301
	FAX番号：045-948-2490
⑤ 緑区役所高齢・障害支援課	所在地：横浜市緑区寺山町118
	電話番号：045-930-2315
	FAX番号：045-930-2310
⑥ 川崎市宮前区 役所高齢・障害支援課	所在地：川崎市宮前区宮前平2-20-5
	電話番号：044-856-3242
	FAX番号：044-856-3163

⑦ 川崎市麻生区 高齢・障害課	所在地：川崎市麻生区万福寺1-5-1
	電話番号：044-965-5148
	FAX番号：044-965-5206

1 2. 運営法人の概要

事業者	株式会社D'EFFORT
代表者	代表取締役 東 智洋
所在地・連絡先	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央16-6 ユーデス港北1F
事業所	ここから訪問看護リハビリケアあざみ野
管理者	三井 斗真
所在地・連絡先	〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘5-35-1ルミエール・アイあざみ野1F

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒224-0032  
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央16-6 ユーデス港北1F  
名称 株式会社D'EFFORT  
代表者 代表取締役 東 智洋 ㊟

事業所 所在地 〒225-0002  
神奈川県横浜市青葉区美しが丘5-35-1ルミエール・アイあざみ野1F  
名称 ここから訪問看護リハビリケア  
管理者 三井 斗真

令和 年 月 日

説明者 \_\_\_\_\_

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 \_\_\_\_\_ ㊟ □

【別紙1】

### 訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

	曜日	時間帯	内容(概要)
(1)	曜日	: ~ :	
(2)	曜日	: ~ :	
(3)	曜日	: ~ :	
(4)	曜日	: ~ :	

## 2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次の通りです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

**氏名：三井 斗真**

**連絡先：045-530-9862**

## 4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- 4) 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引き落としします。  
（注）交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

## 5. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

**連絡先：045-530-9862**

- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、可能な限りサービス利用の前々日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

**キャンセル料金：サービス自己負担相当額**

## 6. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒224-0032  
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央16-6 ユーデス港北1F  
名称 株式会社 D'EFFORT  
代表者 代表取締役 東 智洋 (印)

事業所 所在地 〒225-0002  
神奈川県横浜市青葉区美しが丘5-35-1ルミエール・アイあざみ野1F  
名称 ここから訪問看護リハビリケアあざみ野  
管理者 三井 斗真 □

## 居宅サービス契約書（訪問看護・介護保険）

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

### 第1条（契約の目的）

- 1) 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
- 2) それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載の通りです。

### 第2条（契約期間）

- 1) この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 2) 上記の契約期間は、契約満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

### 第3条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

#### 第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。但し、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

#### 第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載する通りとします。但し、契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することが出来ます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

#### 第6条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも7日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

#### 第7条（事業者の解除）

- 1 事業者は、利用者又はその家族が、法令又はこの契約への違反その他の著しい不信行為(身体的・精神的暴力、セクシュアルハラスメント等)をなし、それによりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することが出来ます。この場合には、事業者は、居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。
- 2 事業者は、事業の廃止・縮小等により、サービスの提供が困難となった場合にはこの契約を解除することができます。

#### 第8条（契約の終了）

次の事由に該当した場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設等に入居、または介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合。この場合には、事業者は速やかに利用者へ通知するものとします。
- (2) 利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合。
- (3) 第6条に基づき、利用者がこの契約を解除した場合。
- (4) 第5条2項、又は第7条に基づき事業者がこの契約を解除した場合。
- (5) 利用者が死亡した場合。

#### 第9条（サービスの中止）

天災などの事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は、利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

#### 第10条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、行為との相当因果関係を有する損害を賠償します。但し、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

#### 第11条（サービスの提供への協力）

- 1 利用者は、事業者が利用者へサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に必要な協力をしなければなりません。
- 2 利用者は、サービスの提供を受けるにあたり、事業者から求められた場合には、被保険者証の提示に協力しなければなりません。
- 3 利用者において住所の変更又は緊急連絡先、その他事業者によるサービスの提供にあたり必要な情報の変更があった場合には、利用者又はその家族等は、直ちに新しい住所及び連絡先等を事業者へ通知してください。
- 4 利用者及びその家族等は、利用者及びその家族等の責に帰すべき事由により事業者関係者等の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害賠償を請求される場合があります。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密（個人情報の保護に関する法律第2条第1項において定義される「個人情報」といいます）、及び利用者またはその家族が秘密である旨書面で明示した情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報をを用いることが出来るものとします。

第13条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第14条(合意管轄)

利用者及び事業者は、この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを予め合意します。

第15条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記のとおり、居宅サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

緊急連絡先 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

立会人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(注) 「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたつて事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 所在地 〒224-0032  
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央16-6 ユーデス港北1F  
名称 株式会社D'EFFORT  
代表者 代表取締役 東 智洋 (印)

事業所 所在地 〒225-0002  
神奈川県横浜市青葉区美しが丘5-35-1ルミエール・アイあざみ野1F  
名称 ここから訪問看護リハビリケア  
管理者 三井 斗真  
神奈川県知事指定 第 1463790516 号□

### 【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野では、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報（個人情報も保護に関する法律第2条第1項において定義される「個人情報」をいいます。）の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

#### ○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

#### ○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

#### ○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

#### ○ 相談窓口のご案内

個人情報の取扱いに関するご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

### 【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

#### ○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・医療保険・介護保険請求等の事務
- ・会計・経理等の事務
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

#### ○ 他の事業所等への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- ・その他業務委託
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・医療保険・介護保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### ○ その他上記以外の利用目的

- ・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）□

### 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

#### 1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会



議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

**2. 使用する事業者の範囲**

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、医療関係者、行政等

**3. 使用する期間**

令和 年 月 日 から 契約終了まで

**4. 条件**

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野 宛

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(利用者の家族) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

( 同 ) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)